

社会福祉法人 名古屋ライトハウス
瀬古マザー園 予防短期入所・短期入所生活介護事業所
サービス利用契約重要事項説明書

1. 施設の概要

(1) 事業者の名称等

事業者の名称	社会福祉法人 名古屋ライトハウス
法人所在地	名古屋市昭和区川名本町1-2
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 山本 保
電話番号	(052) 751-1268

(2) 施設の名称等

施設の名称	瀬古マザー園 短期入所生活介護事業所
施設の所在地	名古屋市守山区瀬古二丁目301番地
施設長名	園長 近藤 健弘
電話番号	(052) 792-5556
FAX番号	(052) 792-5648

(3) 利用施設で合わせて実施する事業

事業の種類		愛知県知事の事業者指定		利用定員
		指定年月日	事業番号	
施設	特別養護老人ホーム	平成12年4月1日	2371300118	60人
居宅	通所介護	平成12年3月28日	2371300381	30人
	短期入所生活介護	平成12年3月28日	2371300399	4人
居宅介護支援事業		平成12年1月28日	2371300209	—
盲養護老人ホーム		—	—	50人

(4) 施設の概要

＜指定介護老人福祉施設＋指定短期入所生活介護＞

敷地面積	5,770.06 m ²	
建物	構造	鉄筋コンクリート造4階建
	延面積	3,896.345 m ²
	利用定員	60人+4人(短期)

① 居室

居室の種類	室数	面積	一人あたり面積
2人部屋	2室	17.5m ²	8.75m ²
4人部屋	15室 (短期:1室)	33.04m ²	8.26m ²

② 主な設備

設備の種類	数	面積	設備の種類	数	面積
食 堂	1室	192.147 m ²	一般浴室	1室	47.226 m ²
機能訓練室	1室	46.079 m ²	機械浴室	1室	36.750 m ²
医務室	1室	25.561 m ²	デイルーム	2ヶ所	50.484 m ²

(注) 法施行前の設備です

(5) 職員体制 (主たる職員: R6.8.1 現在)

職員の種類	員数	区分				常勤換算 後の人員	事業者の 指定基準		
		常勤		非常勤					
		専従	兼務	専従	兼務				
施設長	1		1			0.1	1		
医師	1			1		0.1	1		
生活相談員	3	1	2			2.3	1		
看護職員	7	3		4		28.5	(3:1) 22		
介護職員	28	19		9					
管理栄養士	2	1	1			1.2	1		
機能訓練指導員	1		1			0.1	1		
調理員	2	1		1		2.0			
事務員	1	1				1.0			
介護支援専門員	1		1			0.2	1		

他職種および他事業所の兼務のみ記載。特別養護老人ホームと兼務。

(6) 主な職員の勤務体制

職員の職種	勤務体制	休暇
施設長	8:50～17:30	4週8休
医師	週2日(月・金曜日)14:00～15:30まで	
生活相談員	8:50～17:30	4週8休
看護職員	日勤 8:50～17:30 夜間については、夜勤勤務の介護職員と連絡・連携を図るオンコール体制を確保します。	4週8休
介護職員	早出 7:00～15:40／日勤② 8:20～17:00／日早 8:30～17:10 日勤 8:50～17:30／日遅 9:30～18:10 遅出 11:10～19:50／夜勤 16:40～翌10:00 原則として、昼間は職員1人あたり入所者8名のお世話をします。 夜間は職員1人あたり入所者21名のお世話をします。	4週8休
管理栄養士	8:50～17:30	4週8休
介護支援専門員	専従での配置によらない場合は、生活相談員・介護職員・看護職員ほか他職種と兼務します。	

(注) 土・日は上記と異なります

2. 施設サービスの概要

＜介護保険給付サービス＞

種類	内容
食事	<ul style="list-style-type: none"> 栄養士の立てる献立表により、栄養とご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。 食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。 <p>食事時間</p> <p>〈特養〉 朝 7:10～9:00／昼 11:10～13:00／夕 16:50～18:50</p> <p>〈介護〉 朝 7:30～8:15／昼 11:30～12:15／夕 17:30～18:15</p> <p>*食堂は、食事時間をずらして2施設が共同使用しています。</p>
排泄	<ul style="list-style-type: none"> ご利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴	<ul style="list-style-type: none"> 年間を通して週2回の入浴または清拭を行います。 寝たきり等で座位のとれない方は、特殊浴槽を用いての入浴もできます。
離床 着替え 口腔ケア 整容等	<ul style="list-style-type: none"> 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 食後に口腔ケアを行います。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるようをします。 シーツ交換は、週1回実施します。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> 機能訓練指導員によるご利用者の状況に応じた機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> 看護職員により、適宜健康チェック・相談を行い健康管理に努めます。また、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。 ご利用者が外部の医療機関に通院する場合には、ご家族にご協力をお願いすることとなりますので、予めご了承ください。 <p>当施設の嘱託医</p> <p>氏名 長谷川 和生（長谷川内科）</p> <p>診療科 内科・循環器科／診察日 毎週月・金曜日 14:00～15:30</p>
相談 及び援助	<ul style="list-style-type: none"> 当施設は、ご利用者およびご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 <p>（相談窓口）生活相談員：山内大輔／障害者生活支援員：田口陽子</p>
社会生活上 の便宜	<ul style="list-style-type: none"> 当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実のあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。 主な娯楽設備 クラブ活動(カラオケ、俳句、書道等) 喫茶コーナー(毎週月～土曜日)13:15～15:45 主なレクリエーション行事 観桜会、盆踊り大会、敬老食事会、豆まき、春の音楽会等
送迎	送迎範囲は、原則として守山区、北区、東区とします。

3. 利用料

(1) 基本料金(法定給付)

※介護報酬単価は1単位10.83円となります。

区分	介護報酬告示単位数				円換算 (10割)	利用者負担①		
	基本サービス費	サービス提供体制助算Ⅰ (イ)	夜勤職員配置加算	合計		1割	2割	3割
要支援 1	451	22	13	486	5,263	526	1,053	1,579
	561	22	13	596	6,455	646	1,291	1,937
要介護 (多床室)	603	22	13	638	6,910	691	1,382	2,073
	672	22	13	707	7,657	766	1,531	2,297
	745	22	13	780	8,447	845	1,689	2,534
	815	22	13	850	9,206	921	1,841	2,761
	884	22	13	919	9,953	995	1,991	2,986

※上記の額に加え「介護職員等処遇改善加算Ⅰ」(1ヶ月当たりの「基本サービス費+各種加算」)に
対し、加算率14%を乗じた単位数)

※送迎については上記の額に加え、片道184単位が加算されます。(介護報酬の告示上の額)

※①が、法定代理受領サービスである時の1日当たりの利用者負担額となります。(負担割合は介護保険負担割合証に示されています)ただし、保険料等の滞納により保険給付金が直接事業者に支払われない場合にあっては、一旦介護報酬告示上の額をお支払いいただき、後日市町村の窓口にて所定の手続きにしたがって差額の払い戻しを受けていただくこととなります。

(2) その他の料金(法定外給付)

区分	利 用 料
食 費	・1,445円/日 (内訳)朝食420円、昼食520円、夕食505円 ※「介護保険 負担限度額認定証」をお持ちの場合は、その記載上の額
居 住 費	・915円/日 ※「介護保険 負担限度額認定証」をお持ちの場合は、その記載上の額
医療等に関するもの	・診療費、調剤費/実費 ・衛生材料などは施設では提供できませんので、予めご持参ください (例)ガーゼ、包帯等
日常生活に要する費用でご利用者の負担が適当であるもの	・日常生活品及び事情により施設で便宜を図って購入したもの/実費 ・喫茶コーナーチケット/1冊1,000円 ・レクリエーション及びクラブ活動費用、教材費/実費 ・写真、文書料など/実費

(3) 支払方法

利用料(食費・居住費を含む)

月ごとの清算とします。毎月末で締め、翌月15日頃までに当月分を請求しますので、月末までに施設指定の銀行口座より引き落としさせていただきます。

4. 苦情受付窓口

苦情申立窓口	受付担当者 障害者生活支援員 田口陽子／苦情解決責任者 園長 近藤健弘 利用時間 每日午前9時～午後5時 電話 (052) 792-5556／ファックス (052) 792-5648 *郵送、1階デイサービス前のご意見箱への投書などでも結構です <第三者委員> (社福)名古屋市社会福祉協議会 福祉サービス苦情相談センター 利用時間 月曜日から金曜日 9時～12時・13時～17時(祝日・年末年始除く) 電話 (052) 910-7976／ファックス (052) 910-7977
苦情申立機関	愛知県国民健康保険団体連合会 介護福祉室内 苦情相談室 電話 (052) 971-4165 名古屋市役所 健康福祉局介護保険課 東桜分室 電話 (052) 959-2592

5. 営業日および営業時間

営業日	年中無休
予約の方法	利用の予約は、利用を希望される期間の初日の2ヶ月前から受け付けております。

6. 協力医療機関および協力歯科医療機関

医療を必要とする場合、下記の協力医療機関において診療や入院治療を依頼しております。

(下記の医療機関での優先的な診療・入院治療を保証・義務づけるものではありません。)

医療機関の名称	長谷川内科
所在地	守山区幸心3丁目 1102 番地
診療科	内科・循環器科 TEL(052)793-2828
医療機関の名称	大隈病院
所在地	北区大曽根2丁目9番34号
診療科	脳神経外科・内科・外科・整形外科など TEL(052)991-2111
医療機関の名称	まじま眼科医院
所在地	名東区藤が丘 141 番地藤ヶ丘駅前ビル 2F TEL(052)776-7511
医療機関の名称	後藤皮膚科医院
所在地	守山区西川原町 43 TEL(052)796-0169
医療機関の名称	(医) 参方善さくら会
所在地	春日井市篠木町 8*81 TEL(0568)57-0018
診療科	歯科

7. 非常時災害時の対応

非常時の対応	別途定める「瀬古マザー園消防計画」に則り、対応します。
平常時の訓練等	別途定める「瀬古マザー園消防計画」に則り、年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、ご利用者も参加していただき実施しています。
防災設備	スプリンクラー、非常階段、自動火災報知器、誘導灯、ガス漏れ報知器、防火扉、屋内消火栓、非常通報装置、漏電火災報知器、非常用電源等を設備しています。カーテン、布団等は防炎性能のあるものを使用しております。
防火管理者	鈴木 知之

8. 緊急時の対応

施設は、現にサービスの提供を行っている時に契約者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医者又はあらかじめ事業所が定めた協力医療機関への連絡を行うとともに必要な措置を講じます。契約者が心肺停止状態等になった場合、心臓マッサージ及び AED による除細動等必要な心肺蘇生法を行い 119 番通報により救急搬送を行います。

9. 事故発生時の対応

施設は、契約者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、契約者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。施設は、契約者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。

10. 緊急やむを得ず身体拘束を行う際の手続き

施設は、指定介護老人福祉施設のサービス提供に当たっては、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動の制限を行いません。施設は、前述の身体拘束等を行う場合は、次の手続きにより行います。

- ・身体拘束廃止委員会を開催します。
- ・「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる態様および時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録します。
- ・当該入所者またはご家族に説明し、その他の方法がなかったか改善方法を検討します。

11. 虐待防止に関する事項について

施設は、入所者の人権の養護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

- ・虐待を防止するための職員研修を実施します。
- ・入所者およびその家族からの苦情対応体制の整備をします。
- ・その他虐待防止のために必要な措置を講じます。
- ・虐待防止に関する責任者の選定および措置を講じます。
- ・必要に応じて成年後見人制度の利用支援を行います。
- ・その他必要な措置を講じます。

12. 施設利用にあたっての留意事項

訪問・面会	来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度面会票にご記入ください。来訪者の宿泊施設はありません。
外出・外泊	外出・外泊の際は必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出てください。
嘱託医師以外の医療機関への受診	嘱託医および協力医療機関への受診、もしくはその医師の指示に基づく受診以外は、ご利用者本人もしくはご家族等の付添いで受診してください。
居室・設備 器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがって利用ください。これに反した利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。
迷惑行為等	騒音等他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他のご利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。
宗教活動・政治活動	施設内での他のご利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。
所持品の管理	原則として、ご利用者本人およびご家族等で管理してください。ご相談には応じますので職員にお尋ねください。
現金等の管理	原則として、ご利用者本人およびご家族等で管理してください。管理が難しい場合はご相談ください。小口現金の預り金として管理させていただきます。

私は、本書面に基づいて施設職員（生活相談員：田口陽子・山内大輔）から上記重要事項の説明を受け、内容について同意いたします。

令和 年 月 日

利 用 者 氏 名 _____

利 用 者 の 家 族 代 表 氏 名 _____ (続 柄 _____)